２０２１年６月定例会　本会議一般質問と当局答弁

2021 年６月 11 日（金）

◎出口茂信議員の一般質問　３０分

１、個人情報保護の問題について
　①本市の個人情報保護に関する考えと方針について
　②国の情報システム標準化について
２、デジタル化による行政サービスの後退について
　①窓口に熟練職員を配置する等
３、プラスチックごみ削減の本市対応について

出口成信議員への答弁と再質問　　※音声をもと党市会議員団で要約したものです。

■北橋市長（プラスチックごみ削減の本市の対応について）
■デジタル政策監（行政のデジタル化について）
■環境局長（プラスチックごみ削減の本市の対応について）
●出口成信議員（行政のデジタル化について）
■デジタル政策監
●出口成信議員
■デジタル政策監
●出口成信議員（プラスチックゴミに関して）
■環境局長
●出口成信議員
■環境局長
●出口成信議員

２０２１年６月定例会　本会議一般質問と当局答弁

2021 年６月 11 日（金）

◎出口茂信議員の一般質問　３０分

皆さんこんにちは、日本共産党の出口しげのぶです。会派を代表しまして一般質問を行います。

はじめに、個人情報保護の問題について伺います。

菅政権は、行政のデジタル化を加速させ、個人情報の官民での利活用を目指しています。

デジタル化は便利さの反面、行政が特定の目的のために集めた個人情報を『もうけのタネ』として本人同意もないまま成長戦略や企業の利益につなげるものであり、我が党は国が進めるデジタル化には反対の立場です。

地方制度調査会答申で、自治体独自の保護条例などが、官民や官同士の円滑なデータ流通の妨げになっているとして、民間の人材・技術を取り入れた個人情報保護の在り方の見直しの方針が示されました。

さらに、自由民主党行政改革推進本部の「デジタル社会構築に向けた中間取りまとめ」では、個人情報保護に関して、「地方公共団体の条例による独自の個人情報保護措置に対しては、現状存在する上乗せ規制、横出し規制に対する場合を含め、法律が示す共通ルールが優先されることを法律に明記すべき」とし、国と異なる規定は解消させ、法の範囲内で独自の保護措置を許容するなど地方公共団体による条例制定権を大きく制限しようとしています。

また、国は法案で、匿名加工した個人情報の民間利活用案の募集を都道府県や政令市に義務付けるとしています。匿名加工された個人情報であっても、プロファイリングによって個人を推定される危険性もあります。

自分の情報の意思に反する利用を拒否する個人情報の自己コントロール権やプライバシー権の保障が不可欠です。

北九州市個人情報保護条例では市民の「権利利益を保護する」ことを謳っており、国のシステム統一化によって、同条例第３８条にある「利用停止請求権」等、市民の個人情報を守るための規定が削除されたりするような事があってはならないと考えます。国の法案を踏まえ、本市の個人情報保護に関する考えと方針についてお答えください。①

次に国の情報システム標準化について伺います。

全国の自治体では子ども医療費無償化など、多様な独自サービスを実施しています。ところが国は「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」において国が定める標準化基準に適合するシステムを自治体が利用することを義務づけ、システムの改変等は、自治体が独自の事務を行うため「効率的である」と認められる場合などにしか許さないとしています。

標準化は住民基本台帳や地方税、国保、介護、医療や子育て支援など、住民生活に深く

かかわる 17 業務が対象です。
　富山県上市町では、わが党町議の「3 人目の子どもの国保税免除、65 歳以上の重度障がい者の医療費窓口負担免除」の提案に対し、町長が「自治体クラウドを採用しており、町独自のシステムのカスタマイズはできない」と答弁しています。
　滋賀県甲賀市では、市当局が、コストを理由に自治体クラウドの標準パッケージからのカスタマイズを拒否しました。
　北九州市独自の市民の利益になる制度が、国の情報システム標準化の中で実施できなくなってしまうようなことがあってはなりません。情報システム標準化についての本市の考え、本市独自の制度が守られていくのか、標準化に向けどのように取り組んでいくのか、答弁を求めます。②

　デジタル化による行政サービスの後退について伺います。
窓口で申請や届け出などの手続き業務を担当する職員は、住民を最善の行政サービスにつなぐ役割を担っています。住民からは各種の申請や届け出に付随して様々な問い合わせが寄せられます。
　例えば、納税の窓口を担当する職員は、滞納している税金を納めに訪れた住民の生活の状態を把握し、減免の要件に該当すると認められる場合には、減免申請ができることを説明したり、生活保護の窓口を紹介して担当部署につなぐこともあります。
　さらに税金のほかに滞納している公共料金がないかを訊ね、国民健康保険料も滞納していることがわかれば、保険証が取り上げられて病院に行けなくなることがないように、国保料をまず支払うように助言して、国保の担当部署につなぐこともします。
　デジタルの技術を活用して住民の利便性の向上や職員の負担軽減は必要です。しかし、手続きの業務のＡＩ化による無人化でセーフティーネットの機能が失われることがあってはなりません。
　行政の窓口は、市民の生活を支える重要な役割を果たしています。対面サービスの重要性を今一度見直し、窓口に熟練職員を配置する等、サービスの充実と向上を図るべきです。答弁を求めます。③

　つぎにプラスチックごみ削減の本市対応について伺います。
海洋プラスチックごみ問題を解決するためにも、そして地球温暖化対策、これを進めていくためにもプラスチックごみを削減させていく排出抑制が大変重要な課題です。
　2050 年までに脱炭素社会の実現を目指す菅首相の国会所信表明演説や、各国の動きの中で、北橋市長は市域全体の温室効果ガス排出量について、2030 年度に 2013 年度比で 45%以上削減することを目標として、今年 2 月、2025 年度までに市内約 2,000 の公共施設全ての電力を 100%再エネ電力に転換するなど、2050 年までにゼロカーボンシティのトップランナーを目指す、としています。
　そこで本市のプラスチックごみ削減について伺います。
2019 年度の本市で処理された家庭から出るプラスチックごみは、家庭ごみ袋に混入し

ているプラスチック、プラスチック製容器包装。ペットボトル。スーパーの食品トレイBOXに回収されたトレイなどで合計約21,326トンです。これらの内、再生プラスチック製品となる量は約 11%、2,435 トン。焼却されるプラスチックごみの量は、ケミカルリサイクルも含めて 18,891 トン、約 89%もが燃やされています。これは家庭から出たゴミだけです。事業系を含めれば、膨大な量のプラスチックが焼却処分され大量のCO_2が排出されています。

国は 2030 年までに使い捨てプラスチック排出量を 25%削減する目標を掲げています。本市はCO_2の45%以上削減を掲げていますが、目標実現に向け、環境先進都市として国に先んじてプラスチック製品全般の排出量削減に取り組むべきです。お答えください。④

プラスチックの発生抑制が進まない理由に容器包装リサイクル法の問題があります。

これまで日本のプラスチックごみ対策を主に担ってきたのは、1995 年に制定され、2006 年に改正された容器包装リサイクル法です。この法律では、プラスチックの容器包装ごみについて、消費者が分別排出し、自治体が分別収集・中間処理をし、製造事業者・利用事業者が再商品化の費用を負担する、という役割分担が定められています。しかし、現在の容器包装リサイクル法の下では自治体の負担が大きいのに対して企業の負担が小さいため、企業の負担が大きい自主回収や、リターナブル容器などの選択、奨励が行われず、プラスチック製品の発生の抑制にはつながらない、という重大な欠陥を抱えており、このリサイクル法そのものが、小型ペットボトル急増の原因ともなってきました。使用済み製品の回収から廃棄・リサイクルまで、生産者が処理の責任を負う「拡大生産者責任」の考え方を徹底した新たな枠組み作り必要だと考えますが本市の考えをお聞かせください。⑤

出口成信議員への答弁と再質問　※音声をもと党市会議員団で要約したものです。

■北橋市長

（プラスチックごみ削減の本市の対応について）

出口成信議員の質問にお答えします。

プラスチックごみ削減の本市の対応について、です。プラスチックごみについて、海洋の環境汚染やリサイクル率の低さなど、世界的課題に幅広く対応するため、令和元年５月、国がプラスチック資源循環戦略を策定し、取り組むべき重点戦略、数値目標が示されました。

本市はこれまで、国の戦略と歩調をあわせ、プラスチックスマート推進事業として、歳出削減、リユース、リサイクル徹底回収などの観点から、市は総合的な取り組みを推進してきました。

具体的には市民へのマイバック、マイボトルの使用の呼びかけ、各事業者で取り組むことのできるプラスチック削減の事例紹介、また、環境未来技術開発助成におきまして、プラスチック関連分野の技術開発を行う市内企業や研究機関などへの助成金の交付、またボ

ランティア団体を始めとする市民参加による大規模な海岸清掃など、市民、事業者と共同で取り組んでまいりました。

また、先日、国会で成立しましたプラスチックにかかる資源循環の促進等に関する法律において、製造段階では、素材の代替リユース、リサイクル可能な設計とするなど、製造事業者の務めるべき環境配慮設計に関する試飲の策定や、スプーン、フォークなどの無償で提供される「ワンウエイ・プラスチック」の見直し、代替素材への転換など、事業者が取り組むべき判断基準の策定、また、容器包装リサイクルルートを活用した製品プラスチックの再商品化や、製造販売事業者による自主回収などが定められています。製品設計からプラスチック廃棄物の処理まで、あらゆる主体におけるプラスチック循環等の取り組みが求められることになりました。

議員、ご質問の通り、現在改訂中の北九州市地球温暖化対策実行計画の素案の中で、2030年度の温室効果ガスの排出量を 45%以上削減する目標が示されています。また計画では、プラスチックごみについても、焼却工場における焼却量を 2017 年度の 3･9 万ﾄﾝから、2030年度の 2･8 万ﾄﾝへ削減することにしており、取り組みをさらに強める必要があると考えています。

今後の取組であります。そのため、HP,SNS など様々な媒体を利用して市民の積極的な取り組みを促し、発生抑制を含め、プラスチック製容器包装の分別協力率を 2019 年度 44･4%から、2030 年度に 60%への向上を目指すとともに、事業系ゴミの対策として、年間約 1000 事業所に対して実施している立ち入り検査での、ゴミ出しルールの指導・強化や焼却工場での AI の画像認識を活用した不適物対策の検討、さらには製品プラスチック回収における課題の整理やモデル事業への積極的な参加の検討、このように新たな取り組みを進めることにしています。

プラスチックごみの削減、適正処理の推進は持続可能な社会を実現する上でもたいへん重要な課題であります。今後とも本市の特性、強みを十分に生かしてプラスチックごみ対策の取り組みを市民、事業者と連携して、積極的に推進してまいります。

■デジタル政策監

（行政のデジタル化について）

私からは行政のデジタル化について 3 点、質問を頂いた。順次答える。

まず、デジタル改革関連法案を構成する本市の個人情報保護に関する考えと方針について答弁します。

本市では、市民の視点にたって、誰もが安心してデジタル技術やデータを活用し、必要とする行政サービスを利用することができる、デジタル市役所の早期実現を目指しています。

デジタル市役所の実現にあたっては、個人情報保護制度の適切な運用やセキュリティ対策の徹底などにより、市民の安全・安心を確保し、理解を得ながら推進していくことが重要と認識しています。

これまでも個人情報保護条例や情報セキュリティの各種規定に基づきまして、制度面とシステム面で、個人情報を適切に管理してきました。

今回成立しました新しい個人情報保護法では、これまで自治体ごとに条例で規定していました個人情報の取り扱いにつきまして、全国統一的な共通ルールで取り扱えることになり、

制度の所管も個人情報保護委員会に一元化されます。
こ　のため、個人情報保護に関する自治体独自の取り扱いにつきましては、とくに必要な場合に限り、条例で保護措置を規定することとされていまして、当該条例を定めた際には、個人情報保護委員会への届け出が必要となります。
　具体的な制度運用につきましては、国がガイドラインを策定する予定であることから、本市としましては、その内容を踏まえまして、情報セキュリティ対策の強化も図りながら、個人情報を適切に保護できるよう対応したい、と考えています。
次に、情報システム標準化についての本市の考え、本市独自施策の継続の可否、情報システム標準化に向けた取り組みについて、お答えします。
　自治体の情報システムの多くは、自治体ごとに導入・運用されています。その結果、住民や企業が行政サービスを受ける際、自治体ごとに手続きに必要な申請書の様式や、申請手順が異なるため、手続きは煩雑になっています。
　また、各自治体にとっては、情報システムの発注や制度改正による改修などに個別的に対応せざるを得ず、人的、財政的な負担が大きくなっています。
これらの課題を解決するため、住民登録、地方税、福祉など 17 の業務の情報システムにつきまして、統一的な基準を定め、それに適合したシステムの利用を自治体に義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が、本年 5 月に成立しました。
　システムの標準化により、処理手順のデータの形式が統一されるため、手続きのオンライン化など、デジタル技術の活用が進み、住民の利便性が向上する。また、他のシステムとの連携が円滑化され、自治体の事務効率が改善される。さらに制度改正に伴う標準システムの改修を国が主体となって、対応することになるなど、自治体におけるシステムの維持改修にかかる人的、財政的負担が軽減される、などの効果が期待できます。
　本市としましては、今後、国から提示される予定である標準化に向けたスケジュール等を踏まえまして、行政サービスや市役所業務の改革と一体的・計画的に情報システムの標準化に取り組んで参りたいと思っています。
　なお、条例などに基づく自治体独自のサービスにつきましては、標準化、対象外の事務とされています。
　また標準化システムと一体的に処理することが、法律的と認められる場合には、機能などを追加して処理することも可能であります。従いまして、本市の独自サービスにつきましても継続できるものと認識しています。
　最後に、行政の窓口における対面サービスの重要性を今一度見直し、サービスの充実と向上を図るべき、とのご質問もありました。
　本市が目指しているデジタル市役所は、デジタル技術を徹底活用し、行政手続きのオンライン化や窓口でのタブレット端末の活用など、「書かない、待たない、行かなくていい」、より丁寧な行政サービスを目指すものです。また、区役所等でおこなっています提携業務をデジタルで集中処理する仕組みを構築し、デジタルで処理できる作業はすべてデジタルに任せる。職員の負担軽減を図る中で、職員は直接、市民と接する相談業務など、人でしかできない業務に注力できる体制づくりに務めてまいりたいと考えています。
このように本市の DX は、何よりも市民の視線にたち、一人ひとりのニーズに合った市民サービスの充実と向上につなげていくものです。そのため窓口業務などの後退には当たらないと、考えている。

なお、窓口での対面サービスの向上に関しましては、タブレット端末を活用した申請書、作成支援の仕組みや窓口の予約システムや待ち時間お知らせシステム、オンラインで相談や申請等について行うことができる仕組み、などの構築に向けた実証実験に取り組む、より丁寧な市民対応に務めてまいりたいと考えています。今後とも市役所の DX を推進し、誰もが安心して必要とする行政サービスを利用できる市民目線のデジタル市役所の実現を目指してまいります。

■環境局長

私からは、プラスチックごみ削減の本市の対応についてです。使用済み製品の回収からリサイクルまで、生産者が処理の責任を負う「拡大生産者責任」の考え方を徹底した新たな枠組みが必要だと考えるが、見解を問う、という質問です。

「拡大生産者責任」は、生産者が製品の生産、使用段階だけでなく、廃棄、リサイクル段階まで責任を負うという OECD により提唱された考え方です。

この考え方に基づき、現在、家庭で消費されたプラスチック製の容器や包装についても、いわゆる容器包装リサイクル法により、使用後のリサイクル費用について、製造事業者や販売事業者が負担する、としています。こうしたなか先日、様々な製品に使用されているプラスチックに関して、包括的に資源循環体制を強化する「プラスチックにかかる資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。

この中で議員、お尋ねの生産者の責任については、プラスチックの使用量削減や代替する素材の活用、製造者が務めるべき環境配慮設計に関する指針や、生産者による使用済み製品等の自主回収、再資源化の促進など、新たな取り組みを求める内容が盛り込まれています。

なお、本市においても現在策定中の第二期北九州市循環型社会形成推進基本計画の素案において、事業者による自主回収への取り組みに積極的に協力していくことが示されています。

現在、シャンプーなどを製造・販売しているメーカーによる自主回収事業の実施に向けて、市内店舗や回収ボックス設置に向けた協力やリサイクル企業の紹介など、支援を行っているところでございます。

一方で新たな法律では、製品プラスチックのリサイクルに関する費用などが明確に示されていません。そのため 20 政令指定都市、及び東京 23 特別区で構成する大都市清掃事業協議会として、分別収集、選別保管を含めたすべてのリサイクルコストを事業者負担とすることを、拡大生産者責任の強化について国に要望をしています。

今後とも課題の解決に向けて、国や他の自治体と連携を深めながら、製品プラスチックの分別回収など、先駆的なプラスチックごみ対策に取り組んでまいりたい。

●出口成信議員

（行政のデジタル化について）

本市では、マイナンバーカードの情報漏えいの危険性に関して、カード面では情報は入っていないと。個人情報に関しては、関係各局が分散して管理・保管しているので、セキュリティに関しては問題ないと答弁している。しかし今回の国の統一化・標準化は、分散管理されている自治体の個人情報の活用の縛りを緩めて、利活用しやすくするもので、情

報漏洩の危険性が増すことは、多くの専門家から指摘されています。
この危険性が増すということに関して、その認識、そしてその対処についての考えを伺います。

■デジタル政策監

今回の標準化の取り組みですが、国の方で事務のフローですとか、またそのシステムを標準化していくというものです。システム自体は標準化されるが、自治体ごとにデータを管理することは、皆目ございません。この情報が一元化されるということにはならない、と私は認識している。

●出口成信議員

多くの自治体で情報連携することに制限をかけ、各自治体の審議会の諮問を経る規定などを設けて、そしてこの情報が出ていくのを制限している。こういう情報漏洩の危険性を含めて、本市の個人情報保護条例に厳しい制限を加えていくことは、考えられないか。

■デジタル政策監

今回、成立した個人情報保護法ですが、今まで地方公共団体が独自で条例などで定めていたものを、地方公共団体を共通のルールでやることになっている。そういった中で、この法律の中でも、利用の停止等も盛り込まれていますし、また地方公共団体が行う個人情報の取り扱いについて、個人情報保護委員会が、監督するような規定を盛り込んでいますので、そういった形で個人情報を保護する措置が取られています。

●出口成信議員

先ほど言いましたが、多くの自治体で独自に保護の条文の連携について制限をかけたり、自治体の諮問を図るなどの規定を設けている。そしてまた、自治体独自の市民の利益になる制度が、国の情報システム標準化の中で、実施できなくなるようなことにならないように、また、市民負担にならないように、守られていくように国に対しても要望していく。さらに提供した個人情報を、意思に反するような利用を停止する権利、削除できる権利などの保障が必要と考えます。国に対しても要望していくよう、お願いします。

（プラスチックゴミに関して）

全国的に、マテリアルリサイクルではなくケミカルリサイクルが大きな比重を占めています。この熱に頼る、この流れを変えないとダメだと考えます。ケミカルリサイクルは、やはり大量のエネルギー消費を伴うものです。リサイクルであっても、環境負荷の低いものへと優先順位をつけて行うべきではないかと考えます。

中央環境審議会のワーキンググループ会議で、日本科学工業協会の委員が、次のように発言しています。

「分別されたプラスチック資源の安定供給体制の整備、過大な設備投資を伴うケミカルリサイクルプラント等への財政支援を期待する。また 2030 年には 150 万トン、2050 年には 250 万トンという数値目標を定めている」。このように発言されています。つまり、プラスチックの大量生産を前提とした、大量の熱回収リサイクルを推進していくと言っていま

す。そうなると結局プラスチックの排出抑制ということにつながらないではないでしょうか。
　そこで伺います。本市はプラスチックの発生源について、業界が増やしていこうということに対して、減らそうという立場なのか、お答えください。

■環境局長
　まず。プラスチックという製品というのは、非常に便利な商品で、我々の生活の中でプラスチックがなければ、ほぼいろんなことができません。例えばですが、太陽光パネルにしても､蓄電池にしても､重要な部分はプラスチックの製品です｡EV にしていくにしても、軽くしないといけない。プラスチックは重要な役割を果たしている。必要なことは無駄なものはしっかり減らす、必要なものは活用する。こういう中でしっかりリサイクルする、ということが必要だと思っています。

●出口成信議員
　答えになっていない。業界は今、増やせ、どんどん出してくださいといっている。今プラスチックは大事ではない、と私はいっているのではない。マテリアルリサイクルの方向に持っていくべきだと。ケミカルリサイクル、要するに化石燃料の代替となっているからいいではないか、ということで、ケミカルリサイクルはどんどん増えている。これでいいということではなくて、総量規制ですよ。減らしていく。そのためにも業界に対して、リサイクルに対して言って行くのか、減らす立場なのか。明快に答えてほしい。

■環境局長
　ケミカルリサイクルを減らしていくか、マテリアルリサイクルを増やしていくかという質問については、できる限りマテリアルリサイクルを増やしていのがいいというのは、一般的な考え方だ。ただ、ケミカルリサイクルとマテリアルリサイクルの問題は、コストの問題だ。もしくはその途中でかかる作業の問題でもある。我々は最適な方向に進んでいくことを期待している。

●出口成信議員
　コストがかかる、という。それを拡大生産者責任として、このコストを払わせるという方向に進んでいっていく、その考えに基づいて北九州市は進んでいってほしい、と思います。